

第 7 期内子町障がい福祉計画
第 3 期内子町障がい児福祉計画

令和 6 年 4 月
内子町

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の策定体制	4
4 計画の期間	5
第 2 章 障がいのある人を取り巻く現状	6
1 障がいのある人の状況	6
2 特別支援学級・学校の現状	10
3 難病患者の現状	11
4 アンケート調査結果からみる現状	12
第 3 章 計画の基本的考え方	20
1 基本理念	20
第 4 章 障がい福祉計画	21
1 成果目標の設定	21
2 障がい福祉サービスの見込量	28
3 地域生活支援事業の見込量	34
第 5 章 障がい児福祉計画	38
1 成果目標の設定	38
2 障害児通所支援等の見込量及び確保の方策	39
第 6 章 計画の推進に向けて	41
1 計画の推進体制	41
2 計画の点検・評価及び改善	41
資料編	42
1 内子町障害者自立支援協議会 委員名簿	42

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、平成 18 年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准に向けて、平成 23 年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の制定、平成 24 年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者自立支援法からの改称、以下、「障害者総合支援法」という。）の一部改正、平成 25 年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の一部改正等、国内の法整備が進められ、平成 26 年に同条約を批准しました。その後も「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正・施行等により障がい者福祉の向上のための法整備が進んでいます。

また、令和 3 年 5 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の一部改正により、令和 6 年 4 月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化され、さらに、令和 4 年 5 月施行の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）では、障がい者による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等が規定されるなど、近年においても大きな動きがみられます。さらに、令和 4 年 12 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が制定され、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化により、障がい者等の希望する生活を実現するための措置について定められました。

内子町（以下、「本町」という。）では、令和 3 年 3 月に「第 3 期内子町障がい者基本計画」、「第 6 期内子町障がい福祉計画」及び「第 3 期内子町障がい児福祉計画」を策定し、様々な障がい者施策を推進してきました。この度、「第 6 期内子町障がい福祉計画」及び「第 3 期内子町障がい児福祉計画」が共に令和 5 年度をもって計画期間を終了することから、「第 3 期内子町障がい者基本計画」と調和を保つとともに、社会情勢、国の動向、これまでの本町の取組や障がい者のニーズを踏まえた見直しを行い、令和 6 年度を初年度とする「第 7 期内子町障がい福祉計画」及び「第 3 期内子町障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

「第7期内子町障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「第3期内子町障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定による「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりやサービス見込量を確保するための方策等を定める計画です。

■ 障がい福祉計画

障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■ 障がい児福祉計画

障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

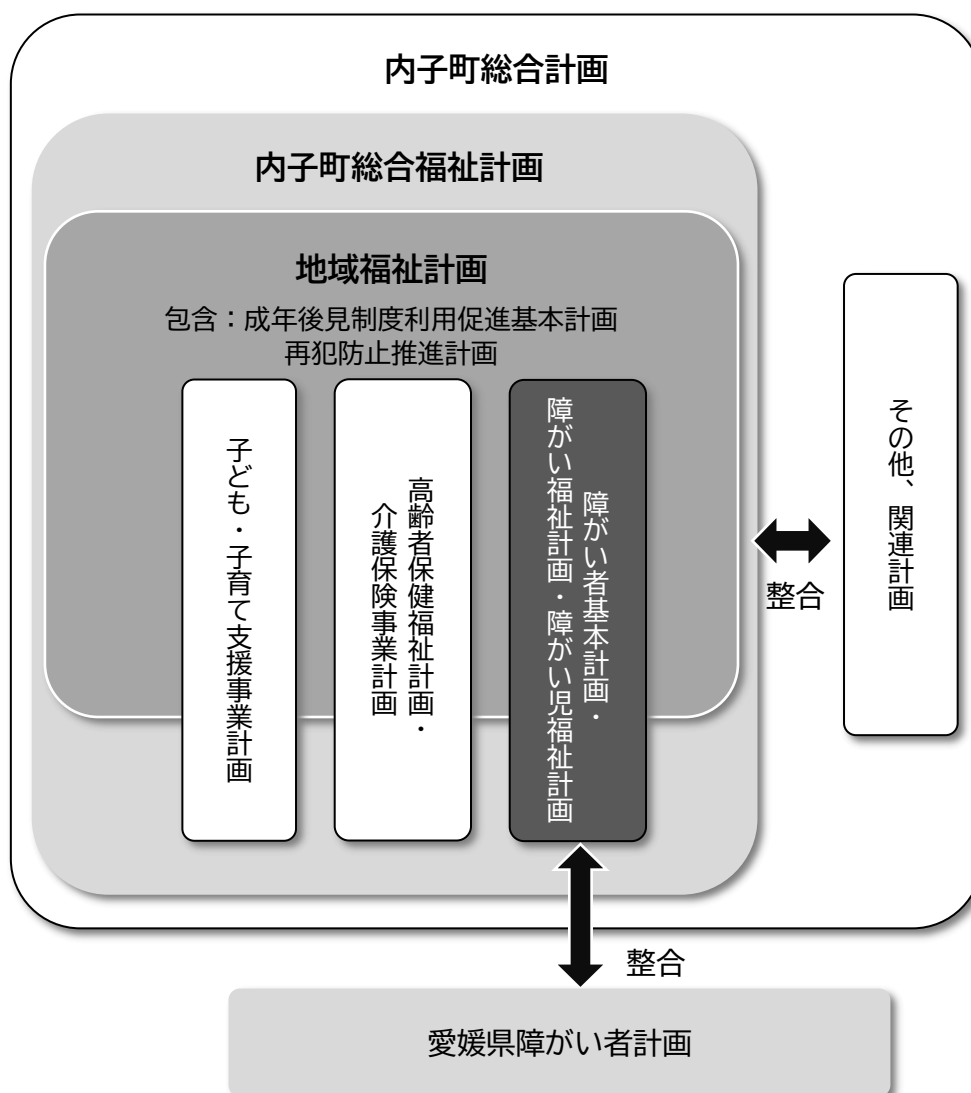
児童福祉法（昭和22年法律第164号）（平成30年4月施行）

第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

（２）その他の計画との関連

本計画は、本町の最上位計画である「内子町総合計画」をはじめ、福祉政策の基本的な計画である「地域福祉計画」との基本理念や考え方を共有した計画として位置づけるとともに、町の各種関連計画との整合性に留意して策定します。



3 計画の策定体制

(1) 計画策定体制の整備

本計画は、県や各種団体等関係機関と密接な連携を図りながら策定しました。

(2) 障がいのある人のニーズの把握

障がい福祉サービスの利用状況の推移、成果目標の進捗等を踏まえるとともに、「第7期内子町障がい福祉計画」及び「第3期内子町障がい児福祉計画」の策定のための基礎資料とすることを目的としたニーズ調査を実施し結果の考察を行うことで、当事者の意見の反映に努めました。

① 調査の概要

- 調査対象者：町内在住の障がいのある方
- 調査期間：令和5年9月1日（金）～9月22日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式

② 回収結果

区分	配布数	有効回収数	有効回収率
障がいのある人への調査	957 件	390 件	40.7%

(3) 計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、障がい福祉関係者、学識経験者、福祉関係団体、その他関係諸団体・機関の代表者等からなる「内子町障害者自立支援協議会」において、幅広い意見の反映に努めました。

(4) パブリックコメントの実施

住民の意見を十分に踏まえながら計画を策定するために、計画に対するパブリックコメントを募集しました。

募集期間：令和6年3月11日（月）～3月25日（月）

意見件数：0件

4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化や、法令・制度の改正が生じた場合は、適時見直しを行います。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 基本計画	第3期内子町障がい者基本計画						第4期内子町障がい者基本計画 (予定)		
障がい 福祉計画	第6期内子町障がい福祉計画			第7期内子町障がい福祉計画 【本計画】			第8期内子町障がい福祉計画 (予定)		
障がい児 福祉計画	第2期内子町障がい児福祉計画			第3期内子町障がい児福祉計画 【本計画】			第4期内子町障がい児福祉計画 (予定)		

見直し

見直し

第 2 章 障がいのある人を取り巻く現状

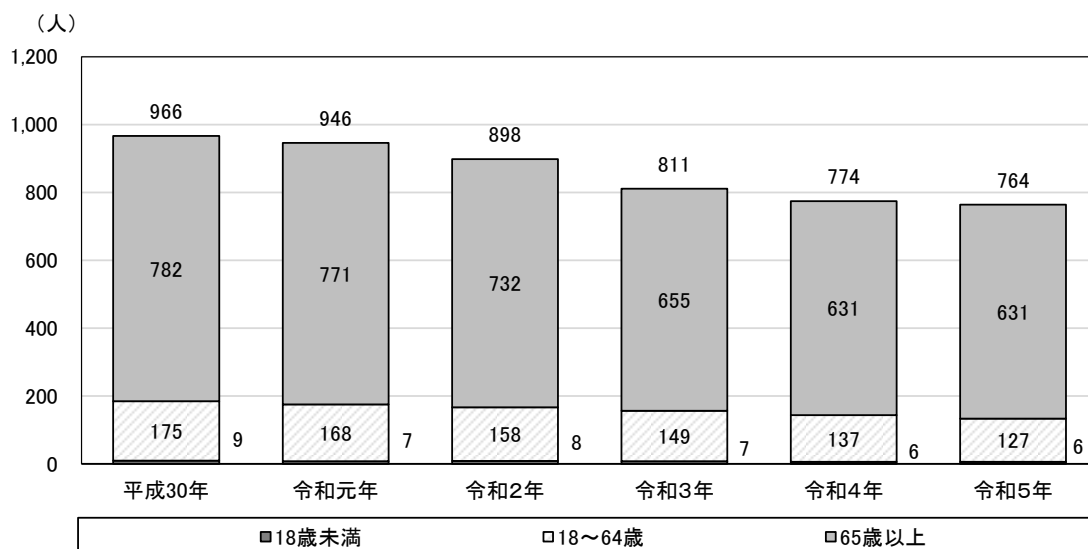
1 障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数についてみると、年々減少傾向にあり、平成 30 年から令和 5 年にかけて 202 人減少しています。

年齢別にみると、18 歳未満は横ばいで推移しており、18～64 歳及び 65 歳以上は減少が続いています。

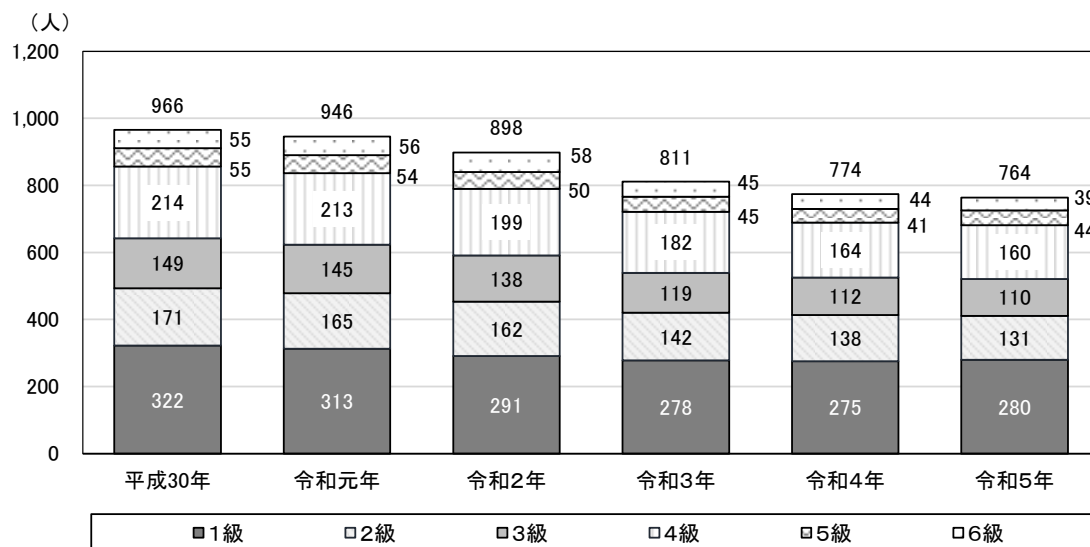
■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）



資料：内子町役場 保健福祉課（各年3月31日現在）

等級別にみると、1 級が最も多く、次いで4級、2 級となっています。
いずれの級も年々減少しながら推移しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：内子町役場 保健福祉課（各年3月31日現在）

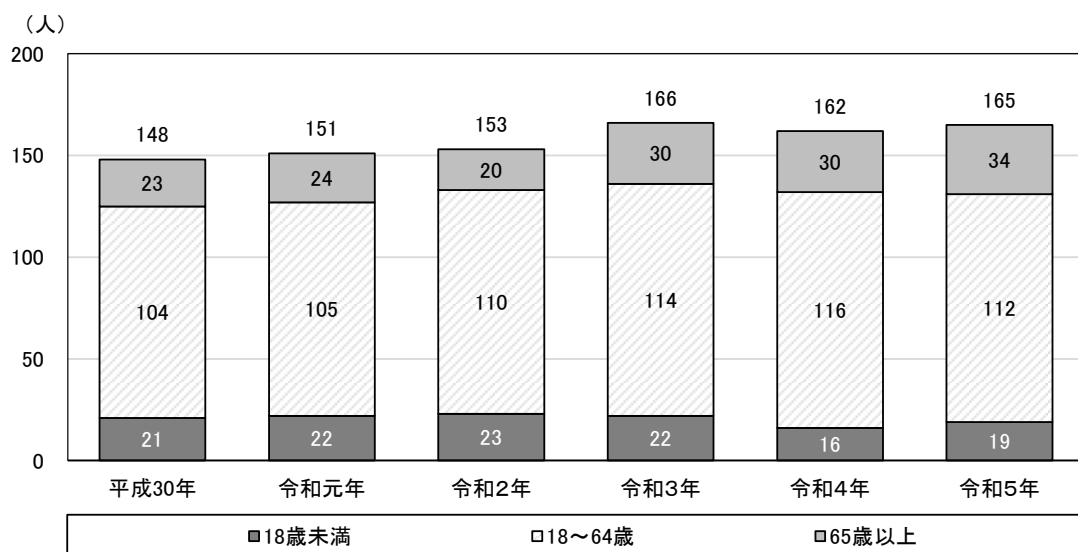
(2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数についてみると、増加傾向で推移しており、平成30年から令和5年にかけて17人増加しています。

年齢別にみると、18歳未満は横ばいで推移しているものの、18～64歳及び65歳以上は増加傾向で推移しています。

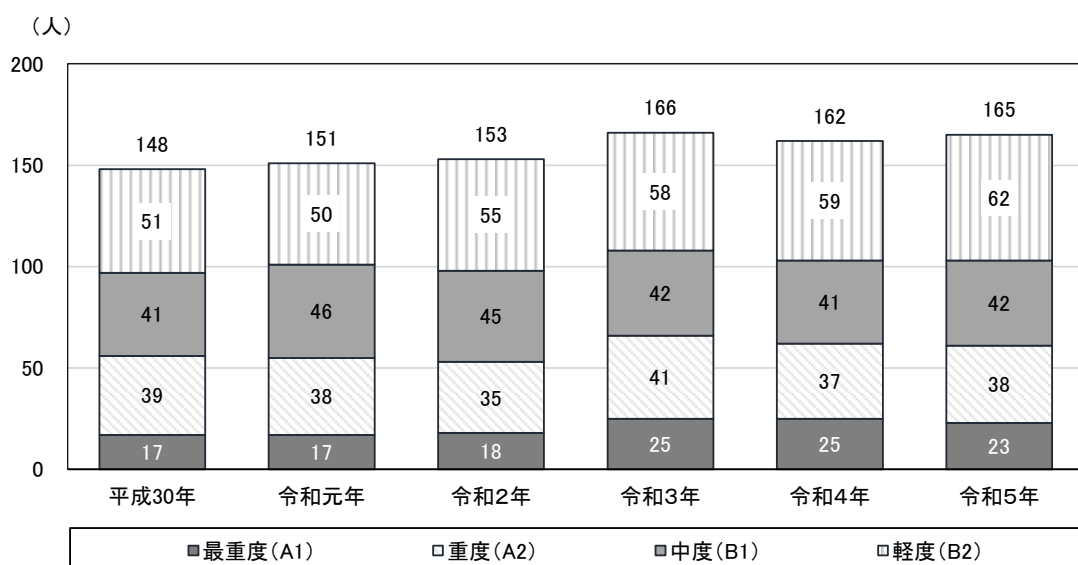
等級別にみると、最重度（A1）及び軽度（B2）は増加傾向で推移しており、重度（A2）及び中度（B1）はほぼ横ばいで推移しています。

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）



資料：内子町役場 保健福祉課（各年3月31日現在）

■療育手帳所持者数の推移（等級別）



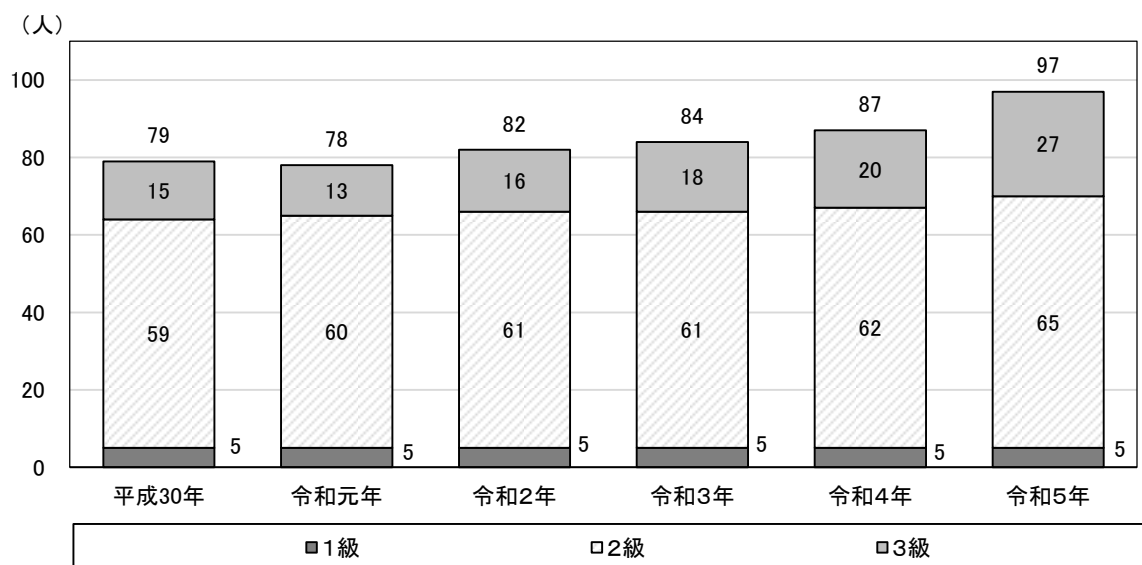
資料：内子町役場 保健福祉課（各年3月31日現在）

（３）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数についてみると、増加傾向で推移しており、平成 30 年から令和 5 年にかけて 18 人増加しています。

等級別にみると、1 級は横ばいで推移しており、2 級及び 3 級は、年によって増減はありますが、増加傾向で推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



資料：内子町役場 保健福祉課（各年 3 月 31 日現在）

2 特別支援学級・学校の現状

(1) 特別支援学級等の利用状況

特別支援学級の在籍者数についてみると、令和3年までは増加傾向で推移していましたが、令和4年以降は減少に転じており、令和5年は67人となっています。

通級指導教室利用者数の推移についてみると、令和3年までは増加傾向で推移していましたが、令和4年以降は減少に転じており、令和5年は43人となっています。

■特別支援学級在籍者数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	42	42	57	62	58	50
中学校	17	15	13	10	11	17
合計	59	57	70	72	69	67

資料：内子町役場 学校教育課（各年5月1日現在）

■通級指導教室利用者数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通級教室	40	44	44	48	44	42
町外通級教室	1	1	1	1	1	1
合計	41	45	45	49	45	43

資料：内子町役場 学校教育課（各年5月1日現在）

(2) 特別支援学校の在籍者数

特別支援学校の在籍者数についてみると、小学部の在籍者は減少しながら推移しています。中学部及び高等部の在籍者数は、年によって増減はありますが、平成30年と比較すると増加傾向にあります。

■特別支援学校在籍者数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	5	6	3	3	1	1
中学部	2	1	4	6	8	7
高等部	5	6	5	7	6	9
合計	12	13	12	16	15	17

資料：宇和特別支援学校（各年5月1日現在）

(3) 特別支援学校の卒業生

特別支援学校の卒業生の進路についてみると、就職又は福祉施設・通所・在宅のいずれかに進む傾向となっています。

■特別支援学校の卒業生の進路

(人)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
進学	0	0	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0	0	0
就職	0	1	1	2	1
福祉施設・通所・在宅	0	1	1	1	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	2	2	3	1

資料：宇和特別支援学校（各年 5 月 1 日現在）

3 難病患者の現状

指定難病及び小児慢性特定疾病の受給者証所持者数についてみると、指定難病は増減を繰り返しながら推移している一方、小児慢性特定疾病は減少傾向で推移しています。

■受給者証所持者数の推移

(人)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
指定難病	135	144	141	147	145	156
小児慢性特定疾病	13	11	10	10	8	7

資料：八幡浜保健所（各年 3 月 31 日現在）

4 アンケート調査結果からみる現状

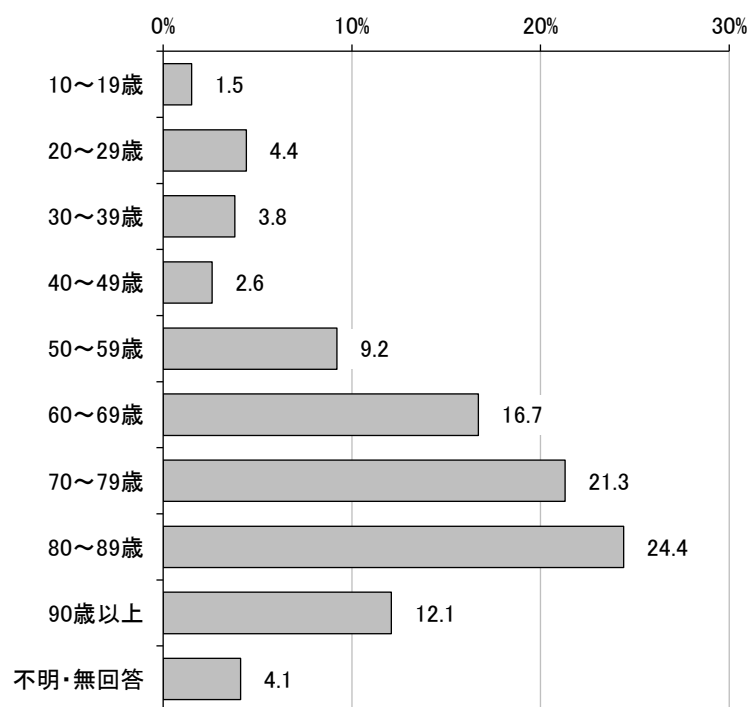
(1) 手帳所持者の状況について

○年齢についてみると、「80～89 歳」が 24.4%と最も高く、次いで「70～79 歳」が 21.3%、「60～69 歳」が 16.7%となっています。

○手帳や障がいの種類についてみると、「身体障害者手帳」が 79.5%と最も高く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が 12.8%、「療育手帳」が 10.8%となっています。

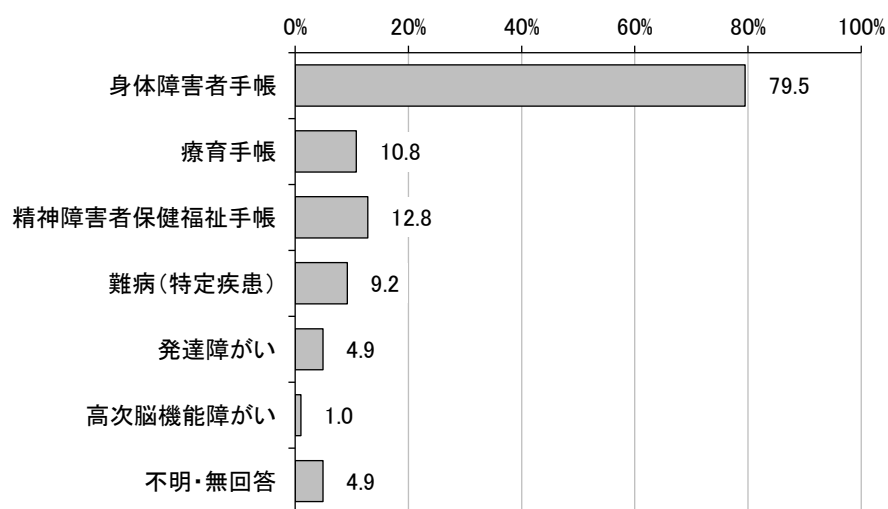
【年齢】

全体(n=390)



【障がいの状況】(複数回答)

全体(n=390)

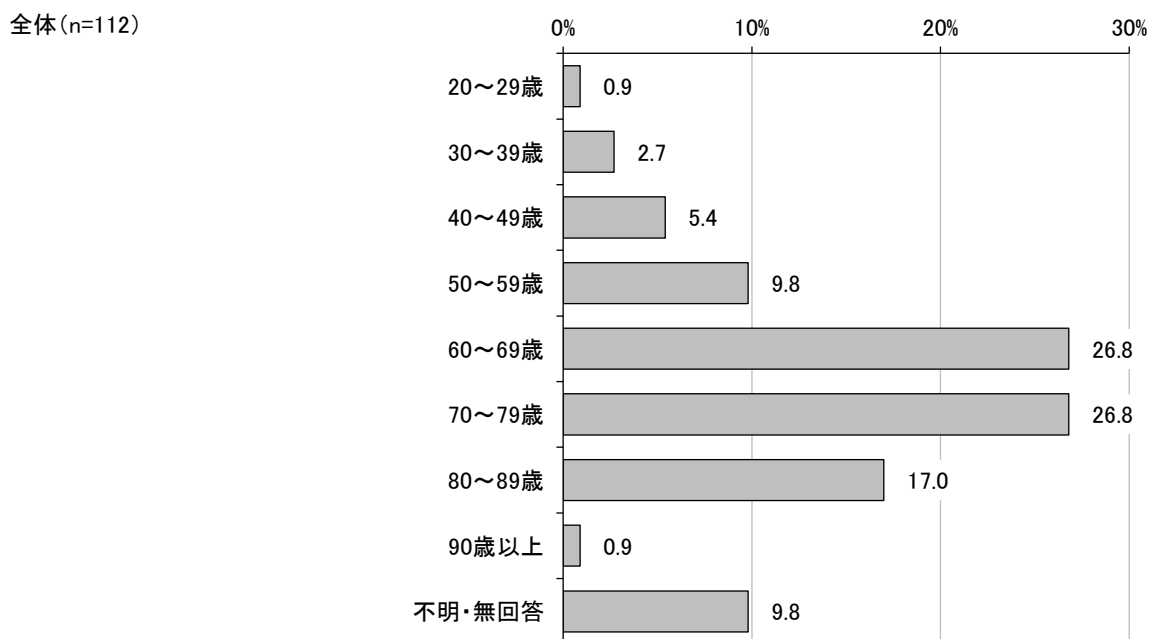


(2) 介助者の状況について

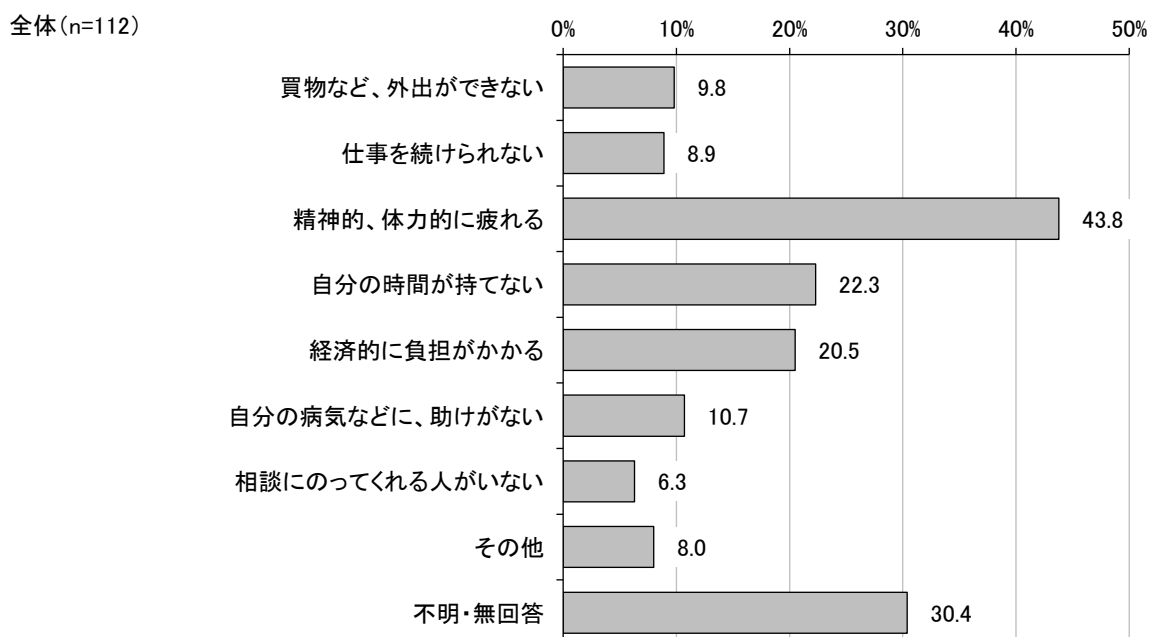
○介助してくれる家族で特に中心となっている方の年齢についてみると、「60～69 歳」「70～79 歳」が 26.8%と最も高く、次いで「80～89 歳」が 17.0%となっています。

○介助をしている方が、困っていることがあるかについてみると、「精神的、体力的に疲れる」が 43.8%と最も高く、次いで「自分の時間が持てない」が 22.3%、「経済的に負担がかかる」が 20.5%となっています。

【主な介助者の年齢】※家族による介助を受けている人への設問



【主な介助者の困りごと】※家族による介助を受けている人への設問(複数回答)



(3) 地域での生活について

○地域で生活するためにどのような支援があればよいかについてみると、「経済的な負担の軽減」が43.8%と最も高く、次いで「必要なサービスが適切に利用できること」が41.5%、「相談対応等の充実」が21.3%となっています。

○障がい種別にみると、「身体障害者手帳」〔難病（特定疾患）〕では「必要なサービスが適切に利用できること」、その他の種別では「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

○年齢別にみると、80歳以上では「必要なサービスが適切に利用できること」、その他の区分では「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

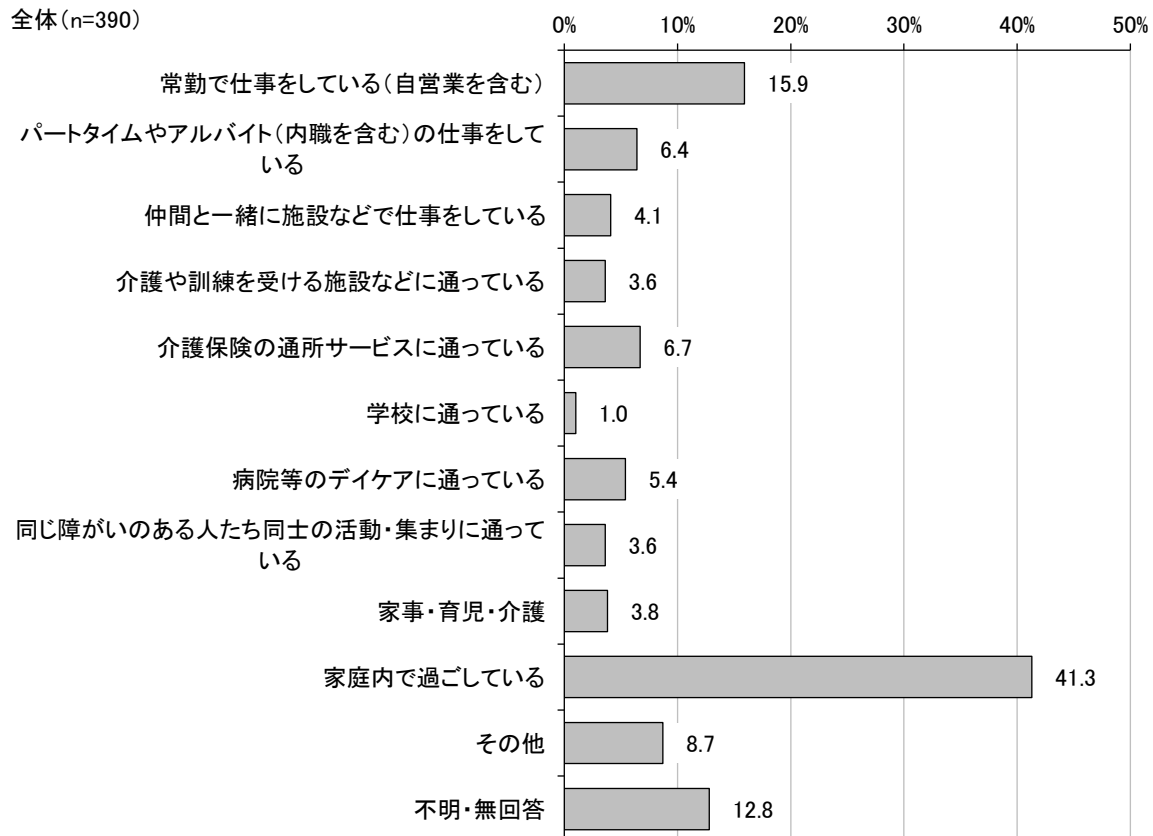
【地域で生活するために必要な支援】(複数回答)

単位：%		障 保 が い 者 に 適 し た 住 居 の	経 済 的 な 負 担 の 軽 減	相 談 対 応 等 の 充 実	地 域 住 民 等 の 理 解	利 用 可 能 な サ ー ビ ス が 適 切 に	生 活 訓 練 等 の 充 実	に 在 宅 で 医 療 的 ケ ア を 適 切	コ ミ ュ ニ ケー ション に つ	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体 (n=390)		16.4	43.8	21.3	12.3	41.5	8.2	14.9	11.0	5.9	19.0
障 が い 種 別	身体障害者手帳 (n=310)	15.5	40.3	17.7	9.4	43.9	7.4	16.5	9.7	6.8	19.0
	療育手帳 (n=42)	31.0	47.6	38.1	19.0	35.7	21.4	7.1	23.8	9.5	14.3
	精神障害者保健福祉手帳 (n=50)	20.0	66.0	32.0	34.0	30.0	6.0	6.0	16.0	6.0	12.0
	難病（特定疾患） (n=36)	27.8	44.4	11.1	11.1	55.6	13.9	27.8	11.1	8.3	16.7
	発達障がい (n=19)	26.3	63.2	15.8	21.1	36.8	10.5	15.8	31.6	5.3	15.8
	高次脳機能障がい (n=4)	25.0	25.0	25.0	25.0	50.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0
年 齢 別	10～19歳 (n=6)	66.7	83.3	33.3	16.7	50.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0
	20～29歳 (n=17)	35.3	64.7	41.2	23.5	41.2	11.8	17.6	29.4	5.9	11.8
	30～39歳 (n=15)	13.3	53.3	33.3	26.7	26.7	20.0	6.7	6.7	0.0	26.7
	40～49歳 (n=10)	20.0	60.0	30.0	30.0	30.0	0.0	0.0	10.0	0.0	10.0
	50～59歳 (n=36)	30.6	58.3	27.8	27.8	41.7	11.1	13.9	22.2	5.6	8.3
	60～69歳 (n=65)	13.8	49.2	18.5	15.4	38.5	4.6	7.7	7.7	10.8	12.3
	70～79歳 (n=83)	12.0	43.4	15.7	6.0	33.7	6.0	18.1	6.0	8.4	21.7
	80～89歳 (n=95)	10.5	35.8	16.8	7.4	53.7	8.4	16.8	10.5	5.3	21.1
	90歳以上 (n=47)	17.0	25.5	25.5	6.4	42.6	8.5	23.4	6.4	0.0	29.8

（４）就労について

○日中の生活の過ごし方についてみると、「その他」をのぞくと、「家庭内で過ごしている」が41.3%と最も高く、次いで「常勤で仕事をしている（自営業を含む）」が15.9%、「介護保険の通所サービスに通っている」が6.7%となっています。

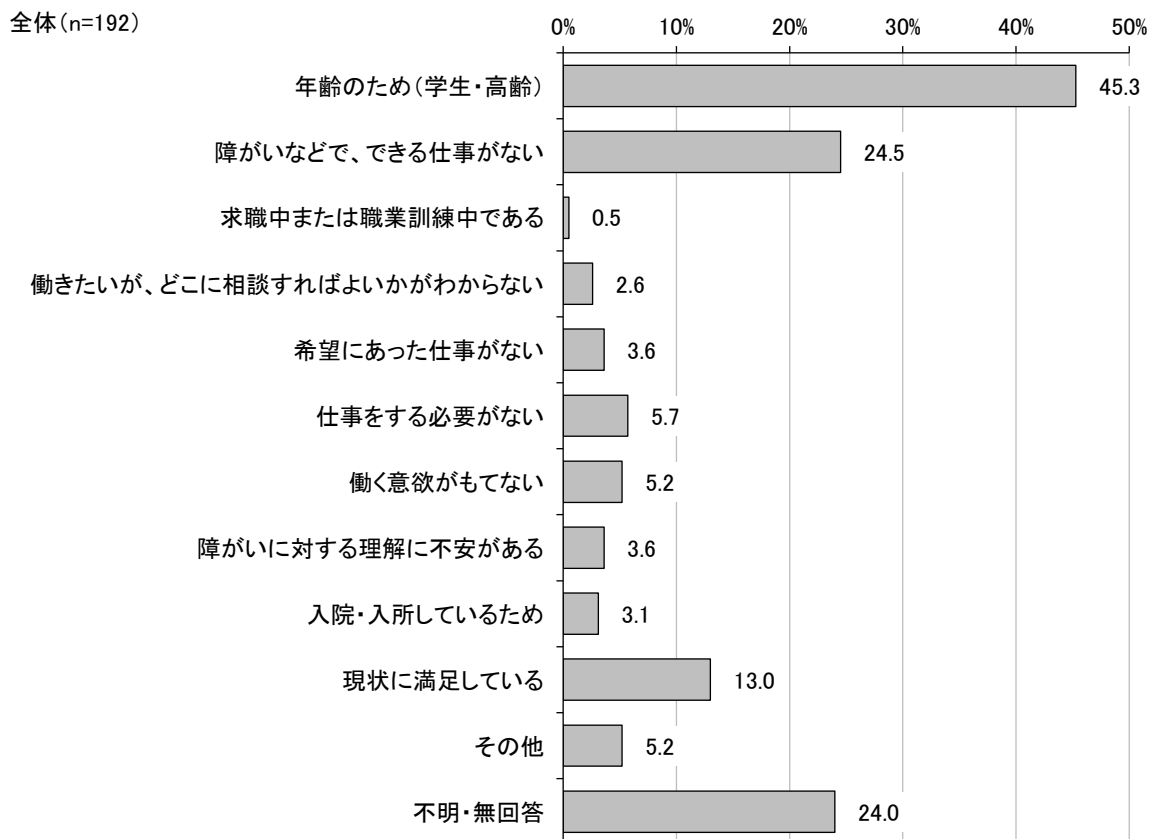
【日中の過ごし方について】（複数回答）



○仕事をしていない理由についてみると、「年齢のため（学生・高齢）」が45.3%と最も高く、次いで「障がいなどで、できる仕事がない」が24.5%、「現状に満足している」が13.0%となっています。

○障がい者の就労支援として今後重要だと思うことについてみると、「職場の障がい者への理解」が29.5%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が21.8%、「わからない」が21.3%となっています。

【仕事をしていない理由】(複数回答)



【障がい者の就労支援で重要なこと】(複数回答)

項目（上位5位まで）		割合
1	職場の障がい者への理解	29.5%
2	通勤手段の確保	21.8%
3	わからない	21.3%
4	技術や知識の習得など、就労支援機関での支援の充実	18.7%
5	就労後の職場と支援機関の連携	17.7%

(5) 悩みや相談について

○今、悩んでいることやわからないで困っていることについてみると、「家族がいなくなったときの生活」が40.5%と最も高く、次いで「自分の障がいや病気に関すること」が29.7%、「生活費などのやりくり（金銭管理）」が23.6%となっています。

○障がい種別にみると、すべての種別で「家族がいなくなったときの生活」が最も高くなっています。

○相談支援体制について、どのようなことの充実を望むかについてみると、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が34.4%と最も高く、次いで「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」が29.2%、「家族の悩みを受け止める家族相談員」が22.3%となっています。

【悩んでいることやわからないで困っていること】(複数回答)

単位: %		自分の障がいや病気に関すること	福祉制度の内容・利用方法	家族からの自立（独立）	生活費などのやりくり（金銭管理）	進学や訓練、就職など進路のこと	職場や仕事のこと	趣味やスポーツなど余暇の過ごし方	災害など緊急時の対応	家族がいなくなったときの生活	と成年後見制度に関すること	その他	特にない	不明・無回答
全体 (n=390)		29.7	15.4	5.6	23.6	2.1	7.4	4.9	20.5	40.5	3.6	0.8	20.0	9.5
障がい種別	身体障害者手帳 (n=310)	31.3	15.8	1.6	20.6	0.6	4.5	3.9	22.3	37.7	2.9	0.6	21.3	9.0
	療育手帳 (n=42)	19.0	9.5	19.0	23.8	7.1	11.9	7.1	14.3	69.0	11.9	2.4	11.9	4.8
	精神障害者保健福祉手帳 (n=50)	36.0	18.0	20.0	36.0	6.0	28.0	14.0	24.0	52.0	8.0	2.0	14.0	6.0
	難病（特定疾患） (n=36)	30.6	25.0	5.6	25.0	5.6	11.1	8.3	25.0	38.9	8.3	2.8	13.9	5.6
	発達障がい (n=19)	15.8	15.8	15.8	31.6	0.0	21.1	5.3	10.5	42.1	5.3	5.3	15.8	5.3
	高次脳機能障がい (n=4)	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	25.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢別	10～19歳 (n=6)	16.7	0.0	50.0	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7	66.7	33.3	16.7	0.0	0.0
	20～29歳 (n=17)	29.4	17.6	41.2	41.2	17.6	35.3	11.8	17.6	47.1	5.9	5.9	17.6	0.0
	30～39歳 (n=15)	26.7	20.0	33.3	20.0	13.3	26.7	13.3	0.0	80.0	6.7	0.0	6.7	6.7
	40～49歳 (n=10)	30.0	10.0	0.0	40.0	0.0	30.0	0.0	10.0	60.0	0.0	0.0	0.0	10.0
	50～59歳 (n=36)	38.9	19.4	2.8	44.4	5.6	25.0	16.7	25.0	50.0	11.1	0.0	13.9	5.6
	60～69歳 (n=65)	26.2	9.2	1.5	29.2	0.0	6.2	4.6	21.5	43.1	1.5	1.5	23.1	1.5
	70～79歳 (n=83)	32.5	10.8	0.0	22.9	0.0	2.4	4.8	15.7	34.9	1.2	0.0	24.1	9.6
	80～89歳 (n=95)	31.6	21.1	4.2	13.7	0.0	0.0	2.1	27.4	33.7	2.1	0.0	17.9	15.8
	90歳以上 (n=47)	25.5	17.0	0.0	8.5	0.0	0.0	0.0	25.5	27.7	4.3	0.0	29.8	14.9

【相談支援体制へ望むこと】(複数回答)

項目（上位5位まで）		割合
1	福祉の専門職を配置した相談窓口の充実	34.4%
2	身近な場所に開設される福祉なんでも相談	29.2%
3	家族の悩みを受け止める家族相談員	22.3%
4	特にない	19.7%
5	休日や夜間の電話相談	13.1%

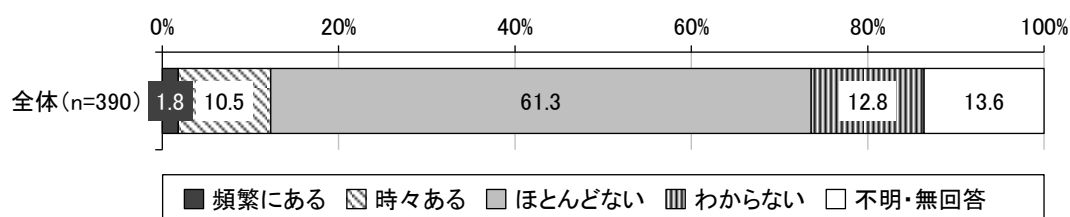
(6) 権利擁護について

○日常生活において差別や偏見などを感じるかについてみると、「ほとんどない」が61.3%と最も高く、次いで「わからない」が12.8%、「時々ある」が10.5%となっています。

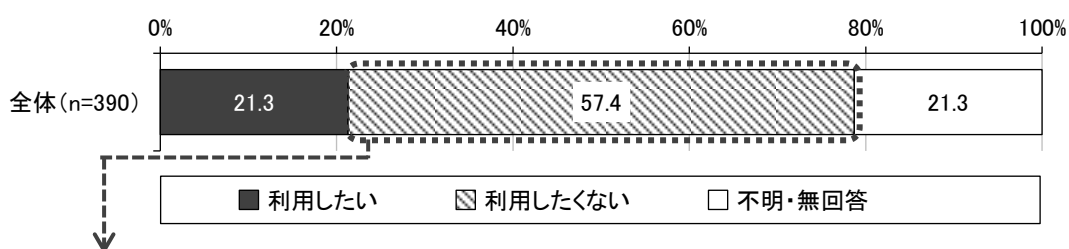
○成年後見制度を利用したいと思うかについてみると、「利用したい」が21.3%、「利用したくない」が57.4%となっています。

○成年後見制度を利用したくない理由についてみると、「後見人がいなくても家族がいる」が75.9%と最も高く、次いで「どういうときに利用していいかわからない」が15.2%、「手続きが大変そう」が11.2%となっています。

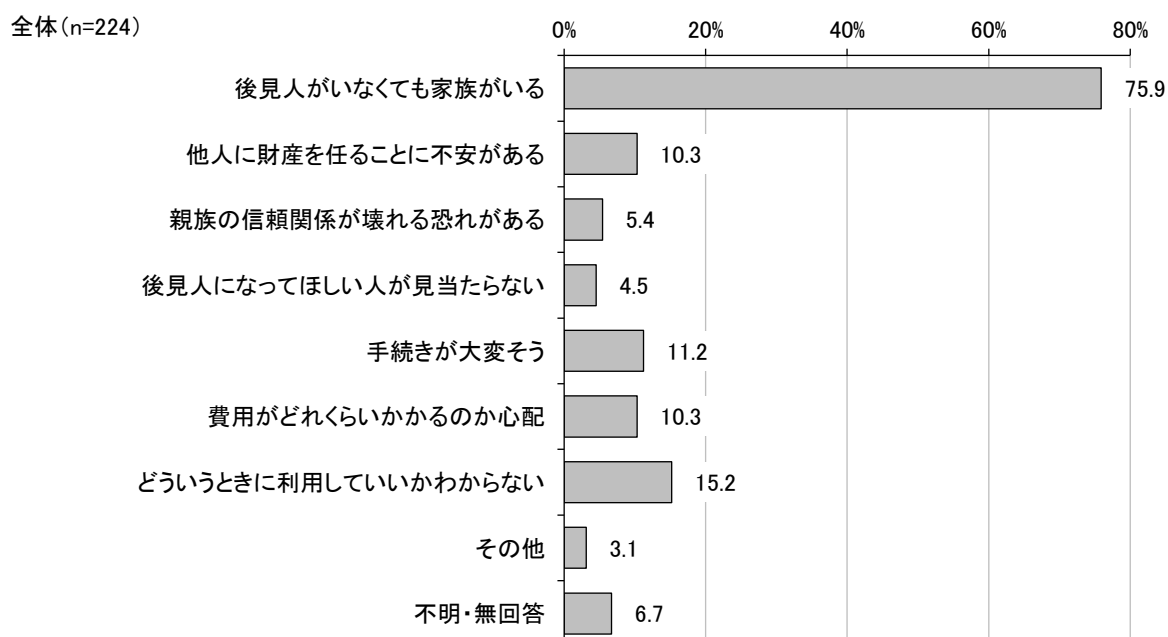
【日常生活で差別や偏見などを感じるか】(単数回答)



【成年後見制度の利用意向について】(単数回答)



【成年後見制度を利用したくない理由】(単数回答)



(7) 障がい福祉サービス等の利用について

○現在利用しているサービスについてみると、「施設入所支援」が6.9%と最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が6.7%、「生活介護」が5.1%となっています。

○今後利用したいサービスについてみると、「いずれも利用しておらず、今後も利用の予定はない」が21.3%と最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が16.7%、「短期入所（ショートステイ）」が13.3%となっています。

【現在利用しているサービス／今後利用を希望するサービス(上位5位まで)】(複数回答)

現在利用しているサービス		割合	今後利用を希望するサービス		割合
1	施設入所支援	6.9%	1	いずれも利用しておらず、今後も利用の予定はない	21.3%
2	居宅介護（ホームヘルプ）	6.7%	2	居宅介護（ホームヘルプ）	16.7%
3	生活介護	5.1%	3	短期入所（ショートステイ）	13.3%
4	自立訓練（機能訓練）	4.9%	4	施設入所支援	11.3%
5	短期入所（ショートステイ）	4.6%	5	生活介護	10.8%
	就労継続支援（B型）				

(8) 障がい者施策全般について

○障がい者が自立した生活を送るために、行政が充実させるべきことについてみると、「医療・リハビリテーション体制を充実する」が35.9%と最も高く、次いで「経済的支援を充実する」が33.8%、「障がい者が外出しやすいまちづくりを進める」が33.1%となっています。

○障がい種別にみると、〔身体障害者手帳〕では「医療・リハビリテーション体制を充実する」、〔療育手帳〕では「障がい者が外出しやすいまちづくりを進める」、〔難病（特定疾患）〕では「医療・リハビリテーション体制を充実する」「障がい者が外出しやすいまちづくりを進める」、その他の種別では「経済的支援を充実する」が最も高くなっています。

【障がい者が自立した生活を送るために、行政が充実させるべきこと】(複数回答)

単位：%		医療・リハビリテーション体制を充実する	実などホームヘルプサービス充実	生活介護（ホームヘルプ）を確保する	グループホームを確保する	とを中実する施設・サービス場	経済的支援を充実する	をて進め適切な指導・教育	障がいのある者の就業・活動の場を確保する	働く場を確保する	一般企業・事業者への働きかけ	福祉的支援（教育、交際、生活支援）	障がい者への支援（生活支援）	障がい者への支援（生活支援）	その他	わからない	不明・無回答
全体 (n=390)		35.9	24.6	13.1	21.0	33.8	14.4	23.3	17.2	33.1	1.3	8.2	27.2				
障がい種別	身体障害者手帳 (n=310)	38.4	26.1	12.9	20.0	30.6	12.6	19.4	13.5	31.6	0.3	8.1	28.7				
	療育手帳 (n=42)	26.2	21.4	21.4	28.6	42.9	23.8	35.7	28.6	50.0	0.0	4.8	16.7				
	精神障害者保健福祉手帳 (n=50)	22.0	14.0	12.0	20.0	54.0	18.0	36.0	32.0	28.0	6.0	20.0	22.0				
	難病（特定疾患） (n=36)	41.7	33.3	13.9	25.0	33.3	25.0	27.8	22.2	41.7	0.0	5.6	27.8				
	発達障がい (n=19)	31.6	26.3	21.1	26.3	52.6	36.8	42.1	21.1	36.8	0.0	5.3	15.8				
	高次脳機能障がい (n=4)	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0				

第 3 章 計画の基本的考え方

1 基本理念

障がい者施策の推進にあたっては、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方が重要です。これらの考え方は、我が国の障がい者施策において継続的に設定されている理念であり、本町においても障がいの有無に関わらず、すべての人が住みやすいと感じることができ、まちを目指し、各種施策を総合的・計画的に推進してきました。

本計画においても、この「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」を基本とし、各種制度の動向に対応しつつ、だれもが住み慣れた地域で快適に生活できるようにするための取組を進めていくため、引き続き以下の基本理念を掲げます。

**一人ひとりが輝きを持って
共に生きるまち
うちこ**

第 4 章 障がい福祉計画

1 成果目標の設定

第7期障がい福祉計画では、国の基本指針を踏まえつつ、第6期障がい福祉計画の実績並びに本町の実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等について成果目標を設定します。

(1) 福祉施設から地域生活への移行

【国の基本指針】

①地域生活移行者数
令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
②施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【成果目標】

	第6期計画		令和8年度末
	目標	実績	目標
①地域生活移行者数	3人	0人	3人
②施設入所者数	40人	42人	39人

※第6期計画実績は、令和4年度末時点の数値を掲載しています。(以下 同)

【成果目標の考え方】

- ・地域生活移行者数は、令和4年度末時点での実績はありませんでした。本計画の目標値は、国の指標に基づいて算出される3人として設定します。
- ・施設入所者数は、令和4年度末時点では42人となっています。本計画の目標値は、国の指標に基づいて算出される39人として設定します。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

本町が設定する成果目標はありませんが、地域包括ケアシステムの構築に向けて、国の基本指針を踏まえ、活動指標を設定します。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するための活動指標
・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

【活動指標】

	第7期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	4回	4回	4回
協議の場への関係者の参加者数	12人	12人	12人
保健	1人	1人	1人
医療（精神科）	1人	1人	1人
医療（以外）	1人	1人	1人
介護	1人	1人	1人
当事者	1人	1人	1人
家族	1人	1人	1人
その他	6人	6人	6人
協議の場における目標設定回数	1回	1回	1回
協議の場における評価実施回数	1回	1回	1回

【活動指標の考え方】

- ・協議の場は、令和元年度末時点での開催はありませんでした。既存の他の協議の場を生かした協議体を町内に設置し、各年度4回の開催を目標として検討を進めていきます。
- ・協議の場の参加者数は、保健・医療（精神科）・介護の関係者、その他の計12人として見込んでいます。
- ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数は、毎年度1回ずつとし、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

（３）地域生活支援の充実

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等の整備
令和８年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年１回以上支援の実績等を踏まえた検証及び検討する。
強度行動障がい等を有する障がい者への支援
各市町村又は圏域において、強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

【成果目標】

	第６期計画		令和８年度末
	目標	実績	目標
地域生活支援拠点等の整備	１か所	〇か所	１か所

【活動指標】

	第７期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
コーディネーターの配置	—	１人	１人
地域生活支援拠点等の機能の検証	—	１回	１回
地域生活支援拠点等の機能の検討	—	１回	１回
強度行動障がい等を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握	—	実施	実施

【成果目標の考え方】

- 地域生活支援拠点等の整備は、令和４年度末時点では整備ができていない状況です。本計画の目標値を１か所とし、令和７年度末までに整備に努めるとともに機能の充実を図ります。

【活動指標の考え方】

- コーディネーターの配置は、地域生活支援拠点等の整備に合わせて本計画期間中に１人配置することとします。
- 地域生活支援拠点等の機能の検証及び検討は、本計画期間中において各１回ずつ実施することで、地域生活支援拠点の機能の充実を図ります。
- 強度行動障がい等を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握は、令和７年度以降に支援の方針の協議や支援ニーズの把握を行い、支援体制の構築を図ります。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

一般就労への移行者数
令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上が令和８年度中に一般就労に移行することを基本とする。
就労移行支援事業
令和３年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援Ａ型事業
令和３年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援Ｂ型事業
令和３年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上とすることを基本とする。
就労移行支援事業所の一般就労移行率
就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業の利用者数
就労定着支援事業の利用者数を、令和３年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業の就労定着率
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本とする。

【成果目標】

	第６期計画		令和８年度末
	目標	実績	目標
一般就労への移行者数	７人	０人	７人
就労移行支援事業	１人	０人	１人
就労継続支援Ａ型事業	３人	０人	３人
就労継続支援Ｂ型事業	３人	０人	３人
一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合	項目なし	０％	50%
就労定着支援事業利用者数	５人	０人	１人
就労定着率が７割以上の事業所の割合	項目なし	０％	25%

※第６期計画実績は、令和３年度末時点の数値を掲載しています。

【成果目標の考え方】

- 一般就労への移行者数は、令和3年度末時点では0人となっています。本計画の目標値は、国の指針に基づいて算出し、就労移行支援事業と就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業の合計値である7人として設定します。
- 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合は、令和3年度末時点での実績はありませんでした。本計画期間中の事業所の確保とともに、就労移行支援事業の利用促進を進めます。
- 就労定着支援事業利用者数は、令和3年度末時点では0人となっており、本計画の目標値は、国の指標に基づいて算出される1人として設定します。
- 就労定着支援事業の就労定着率は、令和3年度末時点での実績はありませんでした。本計画期間中の事業所の確保とともに、7割以上の就労定着率を目指します。

（５）相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

相談支援体制の充実・強化
令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【成果目標】

	第6期計画		令和8年度末
	目標	実績	目標
基幹相談支援センターの設置	項目なし	1 か所	1 か所

【成果目標の考え方】

- 基幹相談支援センターの設置は令和4年4月に完了しており、今後も相談支援体制の充実・強化に向けて必要な機能強化を図ります。

【活動指標】

	第7期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援体制の強化を図る体制の確保			
基幹相談支援センターによる訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等			
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
参加事業者・機関数	1	1	1
協議会の専門部会の設置数	1部会	1部会	1部会
協議会の専門部会の実施回数	1回	1回	1回

【活動指標の考え方】

- ・基幹相談支援センターが地域の相談支援事業所等に対し、専門的指導、助言及び連携強化の取組を行えるよう、相談支援体制の充実・強化について協議・検討を進めます。
- ・内子町地域自立支援協議会の検討会における個別事例の検討を通して、地域課題を整理し、課題の解決に向けた地域サービス基盤の開発・改善の取組を協議するなど、障がいのある人の各種ニーズに対応する相談支援体制のさらなる充実を図ります。

（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

障がい福祉サービス等の質の向上
令和８年度末までに都道府県や市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

【活動指標】

	第７期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	２人	２人	２人

【活動指標の考え方】

- ・利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等の提供に向け、障がい福祉に携わる職員の資質向上に取り組むとともに、事業所等のサービスの質の向上を図ります。

2 障がい福祉サービスの見込量

◆見込量の単位の考え方について◆

- ・人分/月 = 1 か月に利用した実人数 ・人日分/月 = 1 か月に利用した延べ日数
- ・時間分/月 = 1 か月に利用した延時間 ・件/月 = 1 か月に実施又は利用した件数

(1) 訪問系サービス

■サービスの概要

居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要としている人に対し、自宅等で、入浴、排泄、食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障がい者等 包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■サービスの見込量

サービス名	単位	実績値（第6期）			見込量（第7期）		
		R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
居宅介護	人分/月	14	15	15	16	17	18
	時間分/月	171	188	159	201	213	226
重度訪問介護	人分/月	0	0	0	0	0	0
	時間分/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人分/月	1	1	2	2	2	2
	時間分/月	1	1	1	2	2	2
行動援護	人分/月	0	0	0	0	0	0
	時間分/月	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	人分/月	0	0	0	0	0	0
	時間分/月	0	0	0	0	0	0

■実績

- ・「居宅介護」及び「同行援護」は、毎年度の利用実績が継続してあります。
- ・「重度訪問介護」「行動援護」「重度障がい者等包括支援」はいずれも利用実績がありませんでした。

■見込量確保のための方策

- ・ニーズに応じたサービス必要量の確保に努め、多様な事業者の参入を促進します。また、サービスを必要とする人が適切に利用することができるようサービスの周知に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの概要

生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復等の支援が必要な身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に対し、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談等の支援を行います。
就労継続支援A型	一般企業等への就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る等の支援を行います。
就労継続支援B型	一般企業等への就労が困難な人に対し、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて、必要となる支援を実施します。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

療養介護	医療が必要な人であって、常時介護を必要とする障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がいのある人を介助する人が病気等の場合に、障がいのある人が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事等の介護を行います。

■サービスの見込量

サービス名	単位	実績値（第6期）			見込量（第7期）		
		R3	R4	R5（見込）	R6	R7	R8
生活介護	人分/月	47	45	46	46	46	46
	人日分/月	970	936	976	967	967	967
自立訓練 (機能訓練)	人分/月	0	0	0	0	0	0
	人日分/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい	人分/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人分/月	0	0	0	0	0	0
	人日分/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人分/月	2	1	1	1	1	1
	人日分/月	34	1	19	19	19	19
就労継続支援 A型	人分/月	12	12	12	12	12	12
	人日分/月	240	247	256	249	249	249
就労継続支援 B型	人分/月	56	58	73	68	73	78
	人日分/月	996	1,012	1,288	1,313	1,410	1,507
就労定着支援	人分/月	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	人分/月					0	0
療養介護	人分/月	6	6	6	6	6	6
短期入所 (福祉型)	人分/月	4	4	4	4	4	4
	人日分/月	40	51	47	51	51	51
短期入所 (医療型)	人分/月	1	0	0	0	0	0
	人日分/月	1	0	0	0	0	0

■実績

- ・「生活介護」は、利用人数・利用日数ともに微増・微減で推移しています。
- ・「就労移行支援」は、毎年度1～2人の利用で推移しています。
- ・「就労継続支援 A 型」は、利用日数が年々増加しています。
- ・「就労継続支援 B 型」は、利用人数・利用日数ともに年々増加しています。
- ・「療養介護」は、横ばいで推移しています。
- ・「短期入所（福祉型）」は、利用人数は横ばいですが利用日数は増減しながら推移しています。
- ・「短期入所（医療型）」は、令和元年度のみ利用実績がありました。

■見込量確保のための方策

- サービス提供事業所との連携を図り、サービス量の確保に努めます。
- 福祉的就労から一般就労への移行を促進するとともに、事業所の利用定員の拡大や新たな事業所の参入等、雇用の場の拡大に努めます。
- 令和7年度より、新たに「就労選択支援」のサービスが創設されるため、多様な働き方や障がいのある人の希望や特性に応じた働き方ができるよう、サービス提供事業所の確保とサービスの周知に努めます。
- 短期入所は緊急時の受入れや家族等のレスパイト利用等の需要も想定されるため、引き続き、利用事業所の拡充とともに、相談事業所と連携し状況把握に努めます。

(3) 居住系サービス

■サービスの概要

共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
施設入所支援	通所によって生活介護や訓練等を受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排泄、食事等の介護を行います。
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況や体調等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談、要請があった際は、電話、メール等による随時の対応も行います。

■サービスの見込量

サービス名	単位	実績値（第6期）			見込量（第7期）		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
共同生活援助 (グループホーム)	人分/月	26	26	25	25	26	26
精神障がい	人分/月	4	5	4	4	5	5
施設入所支援	人分/月	41	41	42	41	41	41
自立生活援助	人分/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい	人分/月	0	0	0	0	0	0

■実績

- ・「共同生活援助（グループホーム）」及び「施設入所支援」は、ほぼ横ばいで推移しています。

■見込量確保のための方策

- ・共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援は、障がいのある人の生活の基盤となる住まいとして重要なサービスとなっており、今後も一定の需要が想定されます。
- ・現在障がい者入所施設やグループホーム等を利用している方や宿泊型自立訓練を利用している人の利用ニーズを把握し、適切なサービス利用につなげるとともに、提供基盤の確保に努めます。
- ・サービス事業者に向けての働きかけや情報提供等を行い、適切な住居基盤の確保に努めます。

(4) 相談支援

■サービスの概要

計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した人や、ひとり暮らしへ移行した人等を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援をします。

■サービスの見込量

サービス名	単位	実績値（第6期）			見込量（第7期）		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
計画相談支援	人分/月	33	31	23	30	34	38
地域移行支援	人分/月	1	0	0	0	0	0
精神障がい	人分/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人分/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい	人分/月	0	0	0	1	1	1

■実績

- ・「計画相談支援」は、利用人数が年々減少しています。
- ・「地域移行支援」「地域定着支援」はともに利用実績がありませんでした。

■見込量確保のための方策

- ・サービス利用計画を作成する相談支援専門員の質と量の拡充を図ります。
- ・関係機関との連携を強化し、地域生活への移行の促進を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第 77 条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえ、引き続きニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

（１）必須事業

■事業の概要

相談支援事業	■障がい者相談支援事業 障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止等、権利擁護のための援助を行います。 ■基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置します。 ■住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人の不在等の理由により入居困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等の支援や、家主等への相談・助言を通じ地域生活の支援を行います。
地域自立支援協議会	障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう必要な情報及び助言を行い、障がい者福祉施策の実施に関し重要な事項を調査及び審議を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者、精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業等、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人と他の者の意思疎通の仲介を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度の障がいのある人に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具等の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行います。
地域生活支援センター機能強化事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。
手話奉仕員養成研修事業	初心者向け手話講習会（入門編・基礎編）を開設し、日常会話程度の手話ができるよう手話奉仕員のほか、要約筆記員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成を行います。
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人に対する理解を深めるため、広域活動、研修会等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある人やその家族、地域等からなる団体が地域において自発的に行う活動に対して支援を行います。

■事業の見込量

サービス名	単位	実績値（第6期）			見込量（第7期）		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
相談支援事業	か所	4	4	3	2	2	2
地域自立支援協議会	実施の有無	無	無	有	有	有	有
成年後見制度 利用支援事業	人/年	2	0	0	2	2	2
意思疎通 支援事業	人/月	2	1	2	5	5	5
日常生活用具 給付等事業	件/月	13	14	16	14	14	14
移動支援事業	人/月	0	0	0	1	1	1
地域活動支援 センター機能 強化事業	か所	1	1	1	1	1	1
	登録者数	9	10	15	15	15	15
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	4	1	4	4	4	4
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
自発的活動 支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

■実績

- ・「相談支援事業」は令和3年度以降継続して設置しています。
- ・「地域自立支援協議会」は、令和3年度、令和4年度は未実施となっています。
- ・「意思疎通支援事業」は、実施件数がほぼ横ばいで推移しています。
- ・「日常生活用具給付等事業」は、実施件数はやや増加傾向にあります。
- ・「地域活動支援センター機能強化事業」は、登録者数は増加傾向にあります。
- ・「手話奉仕員養成研修事業」は、年度によって増減はありますが、継続した実績があります。

■見込量確保のための方策

- ・利用者のニーズに合わせたサービスが提供できるよう、既存の事業所による継続的な事業の実施を行うとともに、サービス事業者や圏域で調整を図り、さらに充実した整備に努めます。
- ・安定したサービスや支援を提供するため、人材の確保や研修会等の実施に努めます。

(2) 任意事業

■事業の概要

日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。
福祉ホーム事業	住所を求めている障がいのある人に、居室その他の設備を低額な料金で提供することを通し、地域生活の支援を行います。
自動車運転免許取得費助成事業	障がいのある人に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障がいのある人が自立した生活及び就労等の社会参加ができるよう、当該障がいのある人等が所有する自動車の改造に要する経費の一部を支援します。
奉仕員養成研修事業	住民を対象に、聴覚障がいのある人の生活や関連する福祉制度の理解を深め、日常生活で必要な手話技術の習得により手話奉仕員を養成し、聴覚障がいのある人の社会参加の促進を図ります。
発達障がい児者及び家族等支援事業	保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援を行います。

■事業の見込量

サービス名	単位	実績値（第6期）			見込量（第7期）		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
日中一時支援事業	人/年	18	13	6	15	15	15
福祉ホーム事業	件数	0	0	0	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	2	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	0	0	0	1	1	1
奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	人/年	5	6	4	7	7	7
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数(支援者)	人/年	0	0	1	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人/年	0	3	4	4	4	4
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	0	1	1	1

■実績

- ・「日中一時支援事業」は、利用人数は増減を繰り返しながら推移しています。
- ・「自動車運転免許取得費助成事業」は、令和3年度、令和4年度に実績がありました。
- ・「奉仕員養成研修事業」は、令和3年度以降、事業を実施しています。
- ・「ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数」は、毎年度実績があります。

■見込量確保のための方策

- ・地域における社会資源の実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。
- ・事業の周知を図るとともに、ニーズに対応できるサービス事業者の確保に努めます。
- ・サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

第 5 章 障がい児福祉計画

1 成果目標の設定

本計画では、国が定める基本指針に即して、令和8年度の数値目標を設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

児童発達支援センターの設置
令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【成果目標】

	第2期計画		令和8年度末
	目標	実績	目標
児童発達支援センターの設置	1か所	0か所	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	無	無	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0か所	0か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有	有
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	0人	0人	1人

【成果目標の考え方】

- ・児童発達支援センターは、令和4年度末時点での設置はありませんでした。本計画の目標値を1か所とし、引き続き近隣市町や圏域で連携し、支援の充実を図ります。
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置については、令和4年度末時点での実績はありませんでした。障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各ニーズや圏域内の地域資源等を踏まえ、関係機関と連携して、障がい児支援の充実に向け検討を進めていきます。
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、本計画でも引き続き実施に努めます。

2 障害児通所支援等の見込量及び確保の方策

（１）障がい児福祉サービスの見込量

■サービスの概要

児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
放課後等 デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、療育の場として、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等を継続的にを行います。
障がい児相談支援	児童福祉サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■サービスの見込量

サービス名	単位	実績値（第2期）			見込量（第3期）		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
児童発達支援	人分/月	3	1	1	1	1	1
	人日分/月	11	3	5	4	4	4
居宅訪問型 児童発達支援	人分/月	0	0	0	0	0	0
	人日分/月	0	0	0	0	0	0
保育所等 訪問支援	人分/月	0	0	0	0	0	0
	人日分/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人分/月	21	23	23	23	24	25
	人日分/月	239	289	297	303	316	329
障がい児 相談支援	人分/月	7	6	6	6	6	6

■実績

- ・「児童発達支援」は、利用人数は減少傾向にあります。
- ・「放課後等デイサービス」は、利用日数は年々増加しています。
- ・「障がい児相談支援」は、利用人数が横ばいとなっています。
- ・「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」はいずれも利用実績がありませんでした。

■見込量確保のための方策

- ・身近な地域で早い段階での支援ができるよう、子育てや保育、教育等の関係する機関等やサービス提供事業所との連携を図り、支援の必要な児童に適切なサービスが提供できるように努めます。
- ・適正なサービス運用を図るため、関係機関や圏域との連携を強化し、調整を行いながら、事業所の新規参入を含めサービス基盤の確保を図ります。

第 6 章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係各課との連携

障がいのある人に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報等、広範な分野にわたるため、福祉課が中心となり、庁内関係各課との相互連携を図りながら、計画を推進します。

(2) 関係機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校、国や県の関係機関、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生児童委員・主任児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用等、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

また、内子町障害者自立支援協議会による地域の関係機関とのネットワークを活用し、計画の実現に向けた協議等を行います。

(3) 地域福祉の推進

障がいのある人に対する各種施策を推進していくためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生児童委員・主任児童委員等、多くの関係団体や地域住民の協力が必要となります。そのため、障がいのある人・ボランティア等を含めた地域住民の福祉の推進体制（ネットワーク）を強化していきます。

2 計画の点検・評価及び改善

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることと規定し、計画に「PDCAサイクル」を導入することを定めています。

そのため、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を行います。点検・評価及び改善にあたっては、県・近隣市町等との連携を図るとともに、地域自立支援協議会等を活用します。

また、毎年度の点検・評価の結果及び見直しの内容等については、町のホームページ等で公表します。

資料編

1 内子町障害者自立支援協議会 委員名簿

※敬称略、順不同

氏 名	所 属 等
井関 憲利	内子町障がい者相談支援センター 精神保健福祉士
川本 ひとみ	相談支援事業所 大洲ホーム 相談支援専門員
二宮 章	特定非営利活動法人 うちこ工房
山田 光恵	内子町保健センター
西條 昌代	医療法人静心会 平成病院 精神保健福祉士
平野 千寿	学校教育課
池田 央	内子町商工会 会長
大森 広一	内子町身体障害者更生会 副会長
片倉 明子	こども支援課 発達自立支援センター 所長
友石 穂乃花	八幡浜保健所 健康増進課 保健師
藤澤 智	発達障害保護者団体 芽吹き
福岡 哲平	内子町社会福祉協議会 事務局長